

研究論文

地域の教育力と学校の危機管理の関連についての 予備的考察

上野 景三* ・ 日山 亮一**

Preliminary Analysis on the Community Education and Crisis Management of the School

Keizo UENO* and Ryoichi HIYAMA**

【要約】

本稿は、地域の教育力と学校の危機管理との関連についての予備的な考察を目的としたものである。地域の教育力と学校の危機管理は、一方では社会教育の領域において家庭・学校・地域との連携の促進が提起されるが、他方では学校の危機管理の問題と地域との連携とは必ずしも学校運営上の自覚的な課題として理解されておらず、両者の関連についての研究は未開拓のままである。本稿では、この両者の関連を検討する必要性と、現在の佐賀県内の学校においてどのような危機管理上の事象が生起しているのかを整理し、両者の関連についての今後の研究課題を提示しようとするものである。

【キーワード】

地域の教育力, コミュニティ教育, 家庭・学校・地域の連携, 学校の危機管理, 教育のリスクマネジメント

1. 人口減少社会と地域の教育力

本稿は、人口減少社会の進展の中で、地域の教育力と学校の抱える危機管理上の諸問題への対応との関連を検討するための予備的な考察である。

地域の教育力に関して、その衰退が叫ばれて久しいが、しかし何をもって地域の教育力といい、何ををもって衰退というのかは、未だ持って曖昧である。この点に関する近年の研究としては、三好正彦「“地域の教育力”概念に関する一考察」において整理されている。三好は、矢野峻、増山均、佐藤晴雄等の議論を整理した上で、「小学校区」を中心とした「子ども集団の教育力」に焦点をあて、「新たな『地域の教育力』構築にむけて」の議論を展開しようとしている。

これらの地域の教育力に関する議論の背景には、それに対する期待がある。議論の特徴の一つは、地域の共同体が子どもを育てる基盤となり、子どもの育ちを見守る存在としての期待である。具体的には、近隣の人間関係、つまり近所の大人たちの存在が、地域での子どもの育ちを見守り、支えてくれることへの期待である。いわゆるななめの関係というものである。二つには、子どもたちの地域的な仲間関係が、子どもたちの育ちの基盤となるというものだ。子ども集団が子ども相互の教育力をもつというものである。

しかし、その一方で、実態としての地域の教育力は衰退としたという。その代表的な意見は、期待への裏腹の関係にあるが、地域における個人的な大人たちと子どもたちとのかかわり、つまり大人と子ど

*佐賀大学文化教育学部

**みやき町立中原中学校

も間の関係性の不足である。もう一つは、子ども集団の弱体化である。ギャングエイジの集団が形成されづらくなったことに代表されるが、恒吉紀寿が指摘するように、子どもの遊びが集団ではなくパーソナルなものに変化し、近隣の子ども集団の遊びから、プレイパークに個人で遊びに来るといったように変化をみせているというものである。これら衰退の要因はさらなる検討を要すると思われるが、教育現場レベルでは、衰退してきたからこそ地域の教育力の再構築が必要であるという議論に結びつき、自己撞着に陥りかねない危険性を有している。

社会保障・人口問題研究所の調査（『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』）によれば、2040年の人口は今後大きく減少する。佐賀県内においても、2010年において849,788人の人口が、2040年には680,203人になり、80.0%へと減少する。0-14歳人口も、2010年に123,457人が2040年には78,774人となり、63.8%へと減少する。人口に占める割合も14.5%から11.6%へと減少する。人口減少の問題は、税収や労働力不足の問題として語られがちであるが、教育問題としては、学校の適正配置や適性規模の確保、小・中一貫校への再編、クラスサイズの規模、スクールバスのような通学方法の問題、ICTを利用した遠隔地授業、寮の設置、といった問題としてとらえられ、対応策が模索されようとする。

確かに、平成の合併を経過した今日、以上に掲げた教育問題の解決は喫緊の課題となっている。しかし、地域の教育力の観点からすれば、人口減少の問題が学校の適正規模や教育方法の模索といったテーマだけに収斂するものではないことは明らかである。

地域の教育力の観点からすれば、人口減少の問題はまず地域社会における子どもをもつ世帯数の減少に着目する必要があるだろう。社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計』（2014年4月推計）の平均世帯人員をみれば、全国で2010年において2.42人が、2035年には2.20人へと-0.22人減少する。佐賀県をみても、2010年に2.80人だったものが、2035年には2.55人へと-0.25人減少する。これをさらに県内の地域ごとにみた場合、より平均世帯の人員が少なくなる地域社会も出現してくる。平成25年版の『子ども・若者白書』をみると、「18歳未満の未婚の子どもがいる世帯の数も年々減少し、平成23（2011）年は1,180万世帯である。世帯総数に占める子どもがいる世帯の割合は25.3%であり、30年前の約半分にまで低下している」と指摘されている。この25.3%という数値から推計すれば、小学生をもつ世帯は全世帯数のうちの約8.4%にしかすぎない。地域社会に即して考えれば、100軒のうち、約8軒しか小学生はいないことになる。

平均世帯人員の減少の意味するところは何だろうか。それは、子どもを育てている世帯が地域社会の中で少数派になっていることを意味する。その結果、地域社会において、子どもを育てることへの社会的合意の成り立ちにくさをもたらすことにつながっていく。つまり、どの世帯であれ必ず子どもが生まれ、必ず学校教育の世話になるという世代循環的な関係は成立しづらくなったことを意味している。校区は、教育の基盤であり、住民は子どもの教育と学校教育への協力は当然のことである、という予定調和的な関係も生じにくくなっているのである。子どもがいない世帯や単身世帯にとってみれば、子どもや学校という存在は、それほど身近なものではない。むしろ住宅密集地域において騒音や送迎車が迷惑であるという立場から、保育園の建設が認められないような地域が現れてきている（朝日新聞2014年6月3日付「隣に保育所 迷惑ですか」）。保育所や学校は、「迷惑施設」ととらえられかねられない状況がでてきている。

必ずしも、そういう地域社会ばかりではないことも承知している。だが、将来推計値をみるかぎりでは、地域社会が学校を支える関係を保ち続けることができるかといえ、そうではないことを念頭におかなければならない。地域の教育力そのものが成り立ちにくくなっていることに関心を払わなければならない。だからこそ、地域社会と学校との関係を持続的なものにしていく意図的な取り組みが必要となるのである。

もしそうでなければ、次のような事態を招来することが予測される。子どもの問題は、子どもを産んだ個別の家庭の問題であり、学校でおきるリスクは各学校で解決してほしい、という意識につながっていく。地域社会がこのような意識に占有された場合には、いろいろな危機管理的な問題は、すべて学校自体で解決しなければならない。学校はガバナンスを強め、地域との関係を断ちゲーテッド化の方向に向かうことも考えられるのである。このような場合に、地域の教育力とは何を指し、その意味するところは何なのだろうか。

2. 地域の教育力と学校の危機管理

一方で、地域社会における教育的合意が成立しづらくなる状況があり、他方で学校における危機管理が今まで以上に求められるとき、この両者はどのような関連と効果をもつことが期待されるのであろうか。

地域社会において、個別の家庭のもつ経済状況が子どもの育ちに直接的に影響を及ぼすが、地域社会の関心としては、個別の家庭の問題であることから関心は払われにくい。学校では、これまで想定しなかったような子どもや家庭の出現により学校の教育力が問われ、より専門的な機関との連携が求められるようになり、地域の教育力との関係は後景に退かざるをえない。このような状況下にあるとき、この両者は、どのように結びつくのであろうか。

管見のかきりでは、これまで地域の教育力に関する先行研究に関して学校の危機管理と結びつくような問題意識をみることはできない。地域の教育力は、主に学校のオープン化と関連で議論となってきた。したがって、地域の教育力は、社会教育学では見守り隊の組織化に代表されるように登下校の安全管理を中心としたものであり、学校建築学においては不審者がはいるにくい学校施設建築として課題化されてきた。

しかし、不審者が入らない学校施設建築などは、ゲーテッド化しないかぎりありえず、いわゆる「人は石垣」にならう開かれた学校づくりがめざされることになる。つまり、開かれた学校づくりが、安全性の観点から可能なかどうか議論となってきたわけである。しかし、学校のリスクは、それだけには止まらない。学校の危機事象の発生に対して地域の教育力は、どのような効果をもつものなのか。また地域の教育力の不断の維持は、学校の危機管理発生リスクを低減させるものなのかどうか。

そこで、本稿はその両者の関係について仮説的に以下のように整理してみたい。

表－1 学校の危機事象発生リスクと地域の教育力の関係

	学校の危機事象の発生リスク	地域の教育力（学校の危機事象防止・対処力）
①	＋	＋
②	＋	－
③	－	＋
④	－	－

まず、①の場合は、例えば学校がいわゆる荒れた状態にあり危機事象の発生リスクが高いが、地域の教育力で未然、ないし発生後に早急に対処することができ、危機事象を低減することができるというものである。

②の場合は、その逆で、学校での危機発生リスクが高く、しかし地域での未然の防止力、事後対応能力もないため、危機管理を学校内部で行わなければならない、しかも発生リスクを常に抱えているため学校内部でも対応能力が低いと想定されるような場合である。

③の場合は、学校での危機発生リスクは低く、もし発生したとしても地域の教育力で未然防止、事後対応が可能である学校である。

④の場合は、学校での危機発生リスクは低いが、地域での未然の防止力、事後対応能力もないため、危機管理を学校内部で行わなければならないケースである。しかし、発生リスクが低いため、地域の教育力がどのような形で存在しているのか、その効果の確かめようもなく可視化されないケースである。

以上のような類型化は、議論の整理のためのものである。したがって、実際の教育現場ではこのよう切り分け方がどこまで有効であるかは不明である。だが、地域の教育力に対して過剰に期待を寄せスローガン化したり、そこにオールラウンドな役割を担わせたりすることの方が無理があるというものであろう。地域との連携をはかることの意味はあるが、連携をはかれば学校の危機管理がすすむというのも根拠がないと言わざるをえない。また先述したように、人口減少社会の中で学校の危機管理を地域に責任を押し付けないでほしいという声が地域からあがってきかねない。

したがって、本稿のもつ問題意識は、地域の教育力が学校の危機事象に対して、どのような有効性をもっているのか、また教育的な効果をもつとしたらどのような場面なのかを明らかにしていこうとするものであるが、そのためにも現在、学校の危機管理事象がどのような起きているのかを確かめ、それとの関連で検討を進めるための予備的な考察を行おうとするものである。

次に、佐賀県内における中学校を事例として、どのような危機管理事象が生起しているのか。学校内と学校外で起きている事象に分けて検討してみたい。

3. 中学校における危機管理の実際

学校においては、家庭、地域及び関係機関等と連携、協力のもと、円滑な教育活動が行われ、児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるような学校経営を行うことが重要である。しかし、学校内だけでなく、登下校時の交通事故など学校外で児童・生徒の安全を図るためには、警察をはじめとする関係機関及び地域の協力に負うところが大きい。そこで学校において危機管理を進めるにあたっては、学校内における危機管理体制を整備するとともに、家庭、地域及び関係機関と連携するための体制作りを行う必要があると思われる。ここでは、中学校現場で発生した事例をもとに学校現場における危機管理上の課題と地域等との連携のあり方について考えるものとする。渡邊正樹（2007）は、学校における危機管理の対象となる課題として、「学校安全の領域」「学校保健の領域」「生徒指導の領域」「教師による犯罪行為の領域」「その他、地域で発生する諸問題」の五つの課題を示している。ここでは、実際の中学校で発生した事案を「学校内で発生した事案」と「登下校時など学校外で発生した事案」に分けて紹介し、それぞれの事例について振り返り、実際の学校危機管理上の課題と地域との連携について考えるものとする。

(1) 「学校内で発生した事案」について

1) 具体的な事例について

事例1 給食時に食器が破損していた場合の対応事案

学校規模 生徒数 221名 8クラス、センター給食方式

中学2年生 担任30代女性

給食の準備で、男子生徒が食器を搬送している時、食器入れが振動し、食器がぶつかって1枚破損した。給食準備中に当番の生徒と担任が食器は1枚破損していることに気づき、破片を取り除くとともに、

他の食器に破片が入らないように、当番の生徒に食器を洗うように指示した。その後、洗った食器につき分け、生徒は給食を食べた。生徒の給食には、異常は見られなかった。担任は、生徒が給食を食べ終えてから、しばらくして管理職に報告をした。生徒の食器には破片は見あたらなかった。学級担任は、早く生徒が給食を食べられるように、学年主任や管理職へ連絡しないまま一人で指導を行った。管理職は、給食後、生徒に異常がないか確認し、食器の破片を確認した。その後、教育委員会、学校給食センターへ連絡を行った。このような事案については、日常の給食指導において、発生する可能性が高い。

また、数ヶ月前には、生徒の箸に洗い残しの野菜が付着していたことがあり、担任一人で判断し、生徒に箸を洗わせて使用しようとしたので、管理職がその場で中止させ、他の箸を準備させ給食を実施した。管理職は、この学級担任に対して、このような事案が発生したときには、決して一人で対応せず、管理職へすぐ連絡して、複数で対応することを指導した。学校全体では、異物混入、食物アレルギー、食中毒等については、共通理解をおこない、実践を行っているが、今回の事案については日常での給食指導で起こりがちなものである。しかし、学校現場においては、危機管理マニュアル等においても、食器の破損や汚れの対応について、記載されているものは少ない。

事例2 学校に侵入を繰り返し、警備装置等を破壊された事案

学校規模 生徒数 520名 15クラス

中学校において11月頃から、学校の警備装置（カード式で学校へ入る際に警備を解除するもの）や赤外線センサーが破壊されるという事案が発生した。11月から警備装置が入ったボックスが壊され、校内の3カ所で赤外線センサーも壊されていた。破壊されたのは学校を施錠した後であったので、学校では、警察へ連絡し被害届を出した。また、職員でこの事案について協議を行い、次のことを確認した。①学校内に不審者が侵入している事実があること。②全職員でこれまで以上に生徒の安全についての意識を高く持ち、生徒の状態を把握するように努めること。③全校集会で全生徒に、この事案について説明し、これまで以上に安全に注意し、器物破損や不審者等の情報があった場合にすぐに連絡すること。④警備装置等については、各学年の職員、教務主任、管理職で登校前、昼休み、放課後、学校の施錠前の4回確認をして、その情報を常に共有すること。⑤卒業生などが学校を訪れることもあるが、不審者と思われるものを目撃した場合、躊躇せずに警察へ連絡すること。（警察に相談し、不審者を発見した場合には、通報することを確認した。）

以上の取り組みを行ったが、職員で事案について協議した後も学校の通用口にある警備を解除するためのボックスが破壊され、2階東側の赤外線センサーと非常用のドアの鍵が破壊された。学校は警察へ被害届を出すとともに、警備を解除・セットするためのボックスに番号式の鍵を付け対応した。また、警備会社については、夜間1名の警備員を配置することとした。夜の18時から翌朝7時まで、生徒玄関付近に警備員1名が待機した。その後、職員は日常的に生徒の安全確認と警備機器等の確認を行った。職員は、解決されていないこの事案に対する不安が高まっていった。

年度が変わり、4月中旬、18時30分に懇親会のため職員が退勤した後、学校の戸締まりを確認するために、教頭と職員が校内を確認した。校内確認中、職員は不審者が自転車の駐輪場から非常階段に上っていくのを目撃した。職員は、教頭へ連絡して、教頭は待機中の警備員に連絡した。教頭・職員・警備員の3人で非常階段に行き不審者を確認した。非常階段の最上階に来たとき、踊り場の隅に20歳ぐらいの男性がうずくまっていた。教頭がその男性に話しかけると男性は「休んでいる、ここに入ってはいけないことを知らなかった」と話した。教頭が、このようなときには警察に連絡することになっていることを男性に説明して、教頭は警察へ連絡した。すぐに警察が到着して男性に対して事情を聞いた。校長

が学校へ戻り、被害届を提出した。男性は不法侵入で逮捕された。その後、校内の警備機器等の破損はなくなった。この事案では、学校全体で協議し対応を行っていたが、男性が逮捕されるまで機器の破損が続いた。この間、職員・生徒とも不安な時期を過ごしたといえる。

事例3 生徒間暴力の指導で保護者の対応に苦慮した事案

学校規模 生徒数540名 17クラス
中学2年生

授業が終了し、生徒が下校しているときに、学校の生徒玄関で、2年生の生徒Aが他の生徒Bを5発程度殴打した。生徒Bは腹部を殴打されており、すぐ生徒指導担当や担任が指導に入った。殴打した生徒Aは多少興奮しており、日頃からの生徒Bとのトラブルがあっていたことを話した。職員は、暴力について厳しく指導を行い、生徒A保護者へも連絡を行った。生徒Bについては、養護教諭が生徒の様子を見て、表面の怪我がなかったことから、保護者へ連絡して母親に迎えにくるよう依頼した。その日の20時ぐらいに、生徒Bの父親から電話で「学校は、なぜ病院へすぐに連れて行かなかったのか。」「相手の保護者はなぜ、謝罪にこないのか。」の内容を職員に話した。職員は、その保護者の自宅へ出向き、事情の説明と病院に連れて行かなかったことについて謝罪を行った。病院で治療を受けさせることについては、指導した職員や養護教諭で判断しており、管理職への報告は、指導が終わったあと行われた。生徒Bは、病院で治療を受け、診断書を取った。生徒Bの父親は、警察へ行き今回の件を相談した。数日後、生徒Bの両親が学校来て、「なぜこのようなことが起こったのか、学校の指導体制はどうなっているのか。」「なぜ病院へすぐ連れていかなかったのか。」等を激しく訴えた。両親の大きな不満は、生徒Aの保護者が謝罪しなかったことであった。学校は、生徒Aの保護者に対して、生徒Bの保護者の思いを伝えたが、これまでの生徒同士のトラブルの経緯から謝罪しようとはしなかった。その後学校は、地域の民生委員の方に相談し、民生委員の協力を得て解決しようと試みたが、生徒Bの保護者は、地域の方から説得されたことに不満を持ち解決には至らなかった。その後、保護者同士が直接連絡を取り合うことにより、数ヶ月後、生徒Aの保護者は、生徒Bの保護者に謝罪した。この事案では、生徒A、生徒Bに対する校内の対応が十分ではなかったこと。それぞれの保護者に対する対応も、丁寧に行う必要があった。学校では、同様の事案が発生したときの指導マニュアルをもう一度見直し、指導体制の徹底を行った。

事例4 てんかん発作を繰り返す生徒への対応事案

学校規模 生徒数520名、17クラス
中学1年生男子

体育大会の練習の時、生徒は意識がなくなりけいれんを起こした。この症状は、生徒にとって初めてであったため、救急車を要請し大学病院へ搬送した。生徒の症状はてんかんの発作であったとのことであった。養護教諭は、学校医へ相談し、生徒の保護者に対して病院で診断してもらうことを勧めた。それから2週間ほどたつて保護者と生徒で病院に受診し、生徒はてんかんの診断を受けた。生徒は、薬の服用を開始した。それから、一ヶ月ほどたつて、2時間目の授業中に発作がおきて、その都度養護教諭を中心に対応をした。その後発作は、数回にわたり起きたため、学校で生徒の両親と対応を協議した。協議の結果、学校で、けいれんが3分以上続く場合は救急車を要請すること。搬送先の病院を平日と休日指定すること。また、職員に対しては、以下の発作発生時の対応マニュアルを作成し、全職員に周

知徹底した。

【対応マニュアル】①発生時間をみる。②生徒に付き添い安全・安静にさせる。(嘔吐物に注意,呼吸を楽にさせる,声かけ,意識の確認)③生徒へ保健室と職員室に連絡させる。担架持参。④生徒へ,隣の教室の職員を呼びに行かせる。(他の生徒の指導)⑤保健室に搬送する。以上生徒は,月に2回程度発作を繰り返し,その都度,マニュアルにそって支援した。2年生に進級しても月に1回程度の発作があったが,薬を調整したこともあり,発作の回数は少なくなった。この生徒の対応については,養護教諭が学校医に相談し,両親とも面談を行いながら,早い段階でマニュアルを作成し,実践した事例である。

事例5 関係機関と連携を取りながら,取り組んだいじめ事案の事案

学校規模 生徒数 420名 13クラス

中学1年生 女子

生徒Aは,学級で他の生徒数名から嫌なあだ名で呼ばれていた。生徒Aは,おとなしく,言い返すことはなく我慢していた。やがて,学級内で生徒Aに対して,嫌なあだ名で呼ぶ生徒が増えていった。生徒Aは,学校の職員や親に話すこともなく我慢している状況であった。このようなことが2ヶ月ほど続き,生徒Aは,我慢することができなくなり欠席が多くなった。そして,生徒Aは両親にこの事実を話した。両親が学校へ出向き,事実を報告した。学校は,この事実を厳粛に受けとめ,対応について教育委員会と協議を行った。協議の結果,学校においては,事実関係の把握を徹底して行い,関係した生徒への指導を行った。学年全体の生徒に対しても,管理職を含めた職員で指導をした。さらに生徒Aは登校できない状態が続いたので,学年の職員が,毎日生徒Aの自宅へ家庭訪問をして,学習指導や相談を行った。保護者に対しては,スクールソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問を行い,相談活動を行った。また地区懇談会では,このいじめの状況について地域の方に対して,状況について報告を行った。地域の方からも子どもの様子をよく見て,学校でも十分な対応をしてほしい等の要望が出た。学校は再度,このような事案が発生したときの対応について再確認して,教育委員会等との連携体制を確認した。地域に対しては,地区懇談会等で学校の指導方針を説明し,学校と地域が連携していじめ等の予防ができるように協力を依頼した。地域では,登下校時の安全指導を行ってもらっている。登下校時の生徒の様子について情報交換を行うことで,学校外での生徒の様子を把握するように努めている。いじめ等の指導に関しては,発生後の直接的な支援については,地域に協力を要請することは容易ではないが,いじめや問題行動の未然防止については,地域との連携が重要になってくる。今回の事案についても,学校がいじめの事実について,地域に対してきちんとした説明を行ったことで,地域からの学校の信頼が増し,学校と地域が協力して行う指導体制ができたと思われる。

事例6 生徒の転落事故の対応についての事案

学校規模 生徒数350名 11クラス

中学2年生

授業2校時目,特別教室での授業が始まってすぐ,生徒が1名いないことに教科担任が気づいた。教科担任が職員室へ連絡すると同時に,生徒が3階から転落していたことがわかった。養護教諭と職員が転落した現場に行き生徒の様子を確認した。生徒の意識ははっきりしているが,足を骨折しているようで立つことができなかった。学校は,すぐに救急車を要請し,生徒は養護教諭,教頭らとともに救急病院に搬送された。生徒は,複雑骨折をしており数ヶ月の入院が必要であった。学校は,この事案について

積極的にマスコミに情報提供はしなかったが、事故発生後、1時間程度してから生徒の転落事故についての問い合わせが各種マスコミからあった。学校では、できる限りの情報収集に努めたが、はっきりした事実関係については把握していなかった。また、マスコミへの対応の準備も十分ではなかった。学校は、教育委員会へ連絡し、教育委員会とともに事実関係の確認を行い、マスコミ対応を行うための準備を行った。その後、学校外において、教育委員会と学校でマスコミに対して記者会見を行った。この事例においては、様々な事案発生時の対応の不十分さがあるが、生徒の生命の安全の確保については、養護教諭が中心となって対応しており、生徒の対応については十分であったと思われる。危機的な事案が発生した場合には、生徒の生命を第一に考えて対応を行うことが学校現場ではもっとも重要なことであるが、事案発生と同時に、マスコミ対策、他の生徒への対応、保護者、地域への対応、関係機関との連携を同時に視野に入れておく必要がある。

事例7 水筒に異物が混入していた事案

学校規模 生徒数530名 17クラス
中学2年生

2校時目の休み時間に2年生生徒が水筒のお茶を飲もうとしたときに水筒の中に洗剤のようなものが入っていたと保健室に来た。幸い口に入れたときに異物を感じ飲まずにはき出した。養護教諭は生徒の健康状況を確認し事情を聞いた。生徒の健康状態に異常はなかったが、学校医へ相談し病院へ受診させた。学校では、緊急に職員集合を行い、対応について協議した。そして緊急に全校集会を行い、今回の異物混入についての説明及びアンケートを実施した。アンケートの結果、異物を混入した生徒また混入する様子を目撃した生徒は出てこなかった。学校は教育委員会と今後の対応について協議を行った。その結果、もう一度、異物混入の日の生徒の様子（欠席、登校時間、特別教室での授業など）について調査を行ったが、生徒を特定できなかつたので、外部の者が行った可能性があることも視野に入れて対応をした。結局誰がしたのかがわからないままの状況であったので、学校は、外部からの侵入者も視野に入れて指導体制を整備した。被害にあった生徒に対してはスクールカウンセラーを中心に心のケアを継続的に行った。また、教育委員会へ依頼して、外部の者の侵入に対応するために防犯用のカメラを設置した。さらに学校内では、校内の巡回を強化した。

2)「学校内での事案」を振り返って

事例1から事例7を見ると校内で危機管理マニュアルが徹底されずに、職員全体に情報が共有されず初期対応が不十分になり、事案発生後の対応に苦慮するケースであった。事例3では、保護者から学校の危機管理に関する苦情が持ち込まれたとき、学校がその義務や責任を果たしているかを確認することが大切であった。それが不十分であったため危機の二次被害を招いてしまったといえる。また事例5は、関係機関との連携を行って解決を図ったケースである。教育委員会やスクールソーシャルワーカー等と連携して解決を図った。しかし、地域との連携については、情報の提供が遅れ、反対に地区懇談会等で学校での指導体制に関する質問や批判が出ることも多くみられた。特にいじめに関する事案については、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、重大な事案発生にも備え校内の指導方針、指導体制の整備、外部委員会の設定を行い、いじめの未然防止、発生時の対応、再発防止を組織的に行う必要がある。学校内で発生した事案の対応において、地域との連携は難しい状況である。学校内で発生した事案の対応についても、保護者や地域、関係機関・団体と協力を得ないと解決できない場合も多くあることから、緊密な連携を行うことが重要である。

(2) 「学校外で発生した事案」について

1) 具体的な事例について

事例8 学校付近の通学路で女子生徒が盗撮された事案

学校規模 生徒数540名 16クラス

生徒指導主事が朝、登校指導を行っているときに中学1年生の女子から、「さっき、知らない人が車の中から写真を取っていました。」と報告を受けた。生徒指導主事がすぐに現場に行くと、そこには、生徒が報告した自動車はなかった。生徒指導主事は、管理職に報告し、全校生徒対象にアンケートを実施した。アンケートの結果、女子生徒3名が登校途中で車の中から、写真を撮られたと報告があったので、生徒指導主事と各学年の女職員で被害にあった生徒から事情を聞いた。管理職は、警察に状況を詳しく報告して、登校時のパトカーの巡回警備の強化を依頼した。学校では、職員が分担して、事案が発生した場所での登校指導を行うようにした。ある日、生徒指導主事が、登校しているときに女子生徒が、「さっき写真をとっている人がいた」と報告したので、生徒指導主事は、その場所に行き止まっていた自動車の中にいる男性に事情を聞いた。男性は、写真は撮っていないと言ったが、女子生徒から自動車の車種や男性の特徴等の情報があったので、男性に警察に連絡するのでそのまま待っていてほしいと伝えた。生徒指導主事は、管理職を通して警察へ連絡して、警察が到着して、男性に事情を聞いた。男性は写真を撮ったことを認め、処罰された。その後、このような盗撮の事案は発生しなかったが、学校が国道に近い場所にあり、声かけ事案等が発生することが多かったため、全職員で分担し登校指導および下校指導を行った。学校は、学校内のみならず、登下校時の安全確保も重要な課題である。この事案は、学校が警察にすぐに連携することで一応に解決に至ったが、登下校時の安全確保については、PTAや交通安全協会等の連携が必要であったと思われる。

事例9 登校途中に自転車と自動車が接触した事案

学校規模 生徒数400名 15クラス

中学1年生女子

部活動の練習のために自転車で学校へ向かった。学校へ向かう途中、見通しの悪い交差点で自動車と接触した。生徒には大きな怪我はなく膝を擦りむいた程度であったが、自転車は後輪が破損し運転できない状態であった。生徒は接触したとき、自動車を運転していた男性から「大丈夫」と声をかけられたので「大丈夫です。」と答えた。幸い接触した交差点が学校の近くであったので、自転車を学校まで押してきた。自動車を運転していた男性は、そのまま自動車で行っていった。生徒は、学校に行き職員に事情を話した。職員は保護者へ連絡した。保護者は、学校に来て警察に連絡し、警察は事故処理のために学校に到着した。事故は、物損事故として処理された。後日、自動車を運転していた男性から、学校へ連絡があり物損事故で処理を行ったことを伝えた。このような自転車による接触事故は、登下校中に発生することが多い。怪我がなく軽微な接触の場合、生徒は「大丈夫です。」といいそのまま事故処理を行わない場合が多い。生徒には接触事故にあった場合、必ず保護者、警察等への連絡、事故の相手の氏名、連絡先の確認を行う必要がある。しかし、接触してもそのまま行ってしまう事案も多い。生徒に対しては、まず接触事故に遭わないように学校、家庭で十分な指導を行い、特に通学路においては、交差点等、危険な箇所の確認、日頃からの交通安全教育の徹底が必要である。

事例10 生徒の交通事故が多発し、関係機関等との連携をはかり、取り組んだ事案

学校規模 生徒数530名 17クラス

この中学校は、交通の要所に位置しており、近くに国道がある。校区が広く全生徒が自転車通学である。このような状況で、登下校中の生徒の接触事故が多発した。登校中は、通勤時間と重なり学校周辺の車の量が多くなる。1月に2回程度の割合で、生徒が接触事故に遭い、中には救急車で搬送されて2ヶ月程度入院した事例もあった。この状況を学校は真剣に受け止め、警察、教育委員会、PTA、地域との連携を行った。警察に対しては、学校での交通安全教室の講師を依頼して、生徒の交通安全に対する意識を高めた。また、登下校中のパトロールの強化を依頼した。また、定期的に警察と連絡を取り、情報交換を行った。教育委員会へは、事故の発生状況を詳細に報告し、事故が起きやすい時間帯、場所の分析を教育委員会と学校が協力して行った。そして、通学路の再確認と交通安全マップ作りを行った。PTAに対しては、生徒の事故の状況を詳細に報告して、協力を依頼した。具体的には、PTA役員が中心になり、登下校中の生徒の安全指導を保護者に呼びかけた。また、実際に学校の職員と協力して、登下校中の立ち番指導を行った。地域に対しては、管理職、生徒指導、安全教育担当が、地域の民生委員会に出向き、学校の状況を伝え、学校への協力を依頼した。その結果、生徒の登下校中の様子について地域の方から学校に情報を提供してもらい、生徒の安全指導に役立った。以上の取り組みを行うことで、生徒の登下校中の交通事故は、減少し、生徒の交通安全に対する意識も徐々に高まっていった。

事例11 自転車窃盗などの問題行動を繰り返した生徒への対応事案

学校規模 生徒数540名 17クラス

中学2年生男子

生徒は、小学校時代から万引き等で補導されることが多かった。中学校入学後1年生の時に2回ほど万引きで補導された。中学2年生の夏休みから、自転車窃盗で補導されることが多くなった。生徒指導担当が補導されるたびに家庭訪問をして、行動を改善するように指導をした。しかし、生徒の自転車窃盗は続いた。生徒指導担当は、警察と連絡を密にとって自転車窃盗の状況について確認をした。盗難された自転車については、被害届が出ていなければ、送検などの措置を行うことはできないということであった。しかし、窃盗した自転車のうち約半数ほどは盗難届が出ており、生徒は家庭裁判所で数回事情を聞かれることとなった。学校では、生徒が健全に成長していくためには、学校以外の施設等で生活習慣の見直しを行った方がよいと考え、保護者にもその旨を伝えた。保護者は、学校の方針に対して消極的であった。そして、しばらく生徒、保護者、生徒指導担当で児童相談所へ通い、生徒と保護者は相談を受けた。児童相談所に通うようになってから自転車窃盗の件数は減少したが、喫煙や授業の抜け出しバイクの無免許運転などの問題行動は続いた。結局、3年生になった夏休みにたばこ販売店に侵入し、5万円相当のたばこを盗み逮捕された。その後、少年院送致となり生徒は、そこで卒業式を迎えた。このような事案については、公立の中学校の多くが経験するものとする。学校では、職員全体で、その生徒の指導について確認していく必要がある。また、他の生徒へ与える影響も考え学校全体で生徒の規範意識を高める指導を行う必要があると考える。

2) 「学校外での事案」を振り返って

学校では、学校内だけでなく登下校時の通学路において生徒の安全確保を行うことが重要な課題である。事例9と事例10で紹介した交通事故の事案については、警察をはじめとする関係機関と地域、

P T Aの協力によるところが大きく、一定の効果をもったケースである。しかし、今回の交通事故の事案では事故発生後に関係機関、地域との連携が強化されており、事故の未然防止のための連携をもつと行う必要があったと思われる。さらに事例8は、警察と教育委員会とは連絡を密に行い、連携して取り組んだケースであったが、日頃から地域とよく連携して地域ボランティアの巡回を増やすなどの取り組みを実施する必要があったように思われる。また、事例11の生徒指導に関する事案については、生徒の問題行動のほとんどが学校周辺で発生していた。生徒の問題行動を地域の住民が直接指導することは少ないが、学校が地域と連携し、子どもを見る大人の目を多くすることで、問題行動を未然に防止することができると考えられる。

これまでの事例を振り返ってみると、学校外の生徒の安全確保については、すでに多くの地域ボランティアやP T Aによる活動が実施されているが、未然防止の観点からは関係機関や地域との日常的な連携がまだまだ十分ではないといえる。

4. 実際の学校危機管理上の課題と地域との連携について

危機管理の原則は「最悪を想って、慎重かつ素早く、誠意をもって、組織的に対応する」ことと言われる。さらに嶋崎政男（2009）は、学校における危機管理における重要なポイントとして「最初の対応を慎重に行う（初期対応の重要性）」「指揮系統をはっきりさせる（校長を頂点とした組織的対応）」「推測で動かず、正確な情報を得る（情報収集と伝達）」「戦略と戦術に長ける（首尾一貫した戦略と臨機応変の戦術）」「組織の役割を明確にする（一人一役、最後まで遂行）」の5点を示している。3で紹介した事例について、嶋崎の視点で事例を振り返ってみると、事例2で示した生徒間暴力の事案については、初期対応が十分でなかったため、保護者の対応に苦慮したものである。さらに、指揮系統がはっきりせず、各職員がその場で判断をしていたことが問題点であるといえる。事例6の事案については、生徒の生命を安全に確保するための複数の職員が救急車に同乗し対応したが、マスコミ対応と今後の学校内の事後対応のための情報収集が不十分であった。危機的な事案が発生したときには、生徒の生命の確保が第一である。しかし、学校としては、事案発生と同時に、生徒、マスコミ、地域、保護者等に同時に対応する準備をする必要がある。そのためにも、学校においては、嶋崎が示した「組織の役割を明確にする（一人一役、最後まで遂行）」について、日頃から学校内で確認することが重要である。3で紹介した事例をとおして、各学校で発生した事案は多様であり、その対応に関する課題も様々である。学校の危機管理に関しては、各学校が校長を中心として、嶋崎が示したポイント等を参考に自分の学校の危機管理上の課題が何であるかを把握し、弱点を知った上で校内体制の整備を行うことが重要であると考えられる。

学校の危機管理における地域との連携について、3で事例に示したとおり学校内での事案と学校外での事案では、通学路の安全確保や学校外での不審者への対応など、学校外での事案の対応について地域の力に負うところが多い。特に学校外の生徒の安全を確保するためには、地域との連携が重要であるといえる。今回紹介した事案の中で交通事故の対応など、P T Aや地域との連携によって解決に向かった。これまでの事例を振り返って学校外の生徒の安全確保については、すでに多くの地域ボランティアやP T Aによる活動が実施されているが、未然防止の観点からは関係機関や地域との日常的な連携が十分ではないといえる。佐藤晴雄（2005）は、学校の危機管理における関係機関、地域等との連携の機能について「情報交換・連絡調整機能」「相互補完機能」「協働機能」の3点をあげている。

学校内での事案については、新たな保護者への対応を防ぐためにも、十分に情報を提供することが重要である。すでに各学校では、地区の会議等への積極的に参加し学校の情報を提供し、学校の信頼を高める取り組みを行っている。学校内で発生した事案の解決にあたっては、「相互補完機能」「協働機能」の観点からは、地域との連携は十分に行われていないと思われる。しかし学校が子どもの安全・安心に

かかる情報については、保護者や地域住民等によく説明し、学校に対する要望等を日常的に把握しておくことで、苦情が学校に持ち込まれることの予防につながる。今後、学校が地域と連携して危機管理を進めていくためには、佐藤が示した「情報交換・連絡調整機能」を高めることが最も重要であると思われる。学校と地域が積極的に情報交換を行うことで、「相互補完機能」「協働機能」も高まるものと考えられる。

実際に学校で発生した事案を見るとその内容によっては、地域との連携が難しくなることがあった。今回示した事例をとおして、地域と連携して学校の危機管理に取り組むためには特に以下のことが重要であると考えられる。

- お互いに情報提供を日常的に行うこと
- 学校ができること、地域ができることを明確にして、役割分担を行うこと
- 危機的な事案発生の時だけでなく、日常的な協力関係をつくること

5. おわりに

本稿は、地域の教育力と学校の危機管理の関連についての予備的考察であるが、以上の検討の結果から次の点を指摘しうる。

一つは、一方で地域の教育力の観点からみたとき、それは必ずしも学校の危機管理への有効性が自覚的に考えられているわけではなく、地域の善意を前提とした期待こみの取り組みであることがわかる。だが、他方では、3、4で示された事例をみると、地域との関連が有効に機能する場合とそうでない場合があることがわかる。この両者の関連をさらに検討する必要がある。

二つには、学校の内と外とで発生した事案を整理した場合、当然、学校外でおきた事案について地域との連携が効果を発し、その必要性があることがわかる。しかし、学校内の事案は学校内部の組織運営の問題であるにとらえられがちであるが、地域との連携があれば、予防及び事案の対処について効果をもつ場合があることがわかる。しかし、地域との連携の持ち方については、その方法や内容について相違がみられる。今後、学校の内と外での事案と地域との連携について、関係の持ち方と中身についての検討が求められる。

三つには、学校内・外で発生した事案について、地域との連携が求められていることは理解されるが、それは必ずしも地域の教育力を求めているわけではないことである。学校の危機管理が求める地域との連携が、地域の教育力の形成へとつながっていく道筋の解明が求められる。

【参考文献】

- ・三好正彦「“地域の教育力”概念に関する一考察」『大阪女子短期大学紀要』第38号 2014
- ・田中正博・佐藤晴雄『教育のリスクマネジメント』時事通信社 2013
- ・岡崎友典・玉井康之『コミュニティ教育論』日本放送出版会2010
- ・恒吉紀寿「子どもの学校外教育」末本誠・松田武雄編『新版 生涯学習と地域社会教育』春風社 2010
- ・住田正樹編『子どもと地域社会』学文社 2010
- ・住田正樹『子ども社会学の現在』九州大学出版会 2014
- ・厚生労働省『平成25年版 子ども・若者白書』
- ・朝日新聞2014年6月3日付「隣に保育所 迷惑ですか」
- ・渡邊正樹「I 子どもと学校の危機—その現状と課題—」渡邊正樹編『新編 学校の危機管理読本』教育開発研究所 2007

- ・嶋崎政男「管理職の役割とリーダーシップ」阪根健二編『学校の危機管理最前線』教育開発研究所 2009
- ・佐藤晴雄「子どもの安全確保のための地域・関係機関との行動連携」上地安昭編『学校の危機管理研修』教育開発研究所 2005

(本稿は1と2, 5を上野, 3と4を日山が執筆した。)